

## クロマグロ遊漁について（概要）

- 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むこととなった。
- 国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者についても、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入した。
- 令和6年度の広域漁業調整委員会指示内容**
  - ①小型魚（30kg未満）の採捕禁止
  - ②大型魚（30kg以上）の保持は1人1日あたり1尾
  - ③大型魚は陸揚げ日から3日以内に水産庁へ報告
  - ④採捕数量により、大型魚の採捕禁止の公示

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

## 遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



遊漁の採捕量情報により

- ・資源評価の精度が上がり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます  
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人1日1尾まで）

(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁のWebサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室

TEL：03-3502-8111（内線6705）

(水産庁資料)

## クロマグロ遊漁について（現状）

- 大部分の遊漁者は水産庁のホームページを確認して最新の情報を得ながら、採捕禁止期間でないことを確認して釣りをしている。
- クロマグロの管理方法について、多数の意見が寄せられており、来遊前に他の海域で採捕されるため採捕機会が無い、採捕禁止が早すぎるなど。
- 一部に**規制を守らない遊漁者**がおり、国や道に違反情報が寄せられている。国と道で速やかに共有しながら、国と道が連携して調査・指導を行っている。

令和6年度

（水産庁資料・一部追記）

時期	4月～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月	合計
数量	5トン	7トン	7トン	8トン	5トン	5トン	40トン
実績	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン	38トン
主な採捕海域	J3	J8,J7,J6	J8,J7	J1,J8	J1	J3,J1	
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～6/30	7/7～7/31	8/5～9/30	－	1/9～3/31	
採捕可能日数	5日	4日	6日	4日	92日	8日	

令和5年度

時期	4月～5月	6月	7月	8月	9～12月	1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
主な採捕海域	J3	J8	J8	J1,J9	J1	J3,J1	
採捕禁止期間	4/28～5/31	6/18～6/30	7/10～7/31	－	11/4～12/31	1/24～3/31	
採捕可能日数	27日	17日	9日	31日	64日	23日	

○採捕上限数量と実績（令和7年1月時点）

- 令和6年度：上限数量40トン 実績38トン
- 令和5年度：上限数量37.4トン 実績37.3トン
- 令和4年度：上限数量40トン 実績42.6トン
- 令和3年度：上限数量20トン 実績19.9トン



海域図

# クロマグロ遊漁について（指導状況）

## 委員会指示違反者に対する命令

○これまでは、違反があった場合、広域漁業調整委員会の会長名で違反行為に対して指導の文書を発出し、再度違反が確認された場合は、農林水産大臣名で広域漁業調整委員会の指示に従うべき旨の命令（裏付け命令）を発出していました。

○令和6年度から違反が確認された場合、直ちに命令（裏付け命令）が発出されることとなります。  
命令に従わない場合、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金等）が適用されます。

遊漁者によるクロマグロ採捕等の広域漁業調整委員会指示違反に対する指導事例

違反時期	採捕海域	違反内容
令和4年5月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和4年6月	J8	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和4年7月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年3月	J6	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年5月	J8	小型魚（30kg未満）及び採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年5月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年6月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年6月～8月	J9	遊漁により採捕したクロマグロを営利目販売（沿岸くろまぐろ漁業の無承認操業）
令和5年10月	J3	小型魚（30kg未満）を採捕
令和5年10月	J1	遊漁により採捕したクロマグロを営利目販売（沿岸くろまぐろ漁業の無承認操業）
令和5年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和5年12月	J7	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和6年1月	J1	採捕実績（30kg以上）の無報告

※J1・J9海域は北海道周辺

（水産庁HP）

広域漁業調整委員会指示違反により農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例  
当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（1年以上の懲役または50万円以下の罰金）が適用されます。

（令和6年10月23日時点）

1	違反者の情報	長崎県在住	令和6年6月、長崎県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	長崎県巻岐沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
大臣命令日	令和6年8月5日		
2	違反者の情報	富山県在住	令和6年6月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	富山県吉原沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
大臣命令日	令和6年8月27日		
3	違反者の情報	山形県在住	令和6年6月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	山形県飛鳥周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
大臣命令日	令和6年8月27日		
4	違反者の情報	山形県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
大臣命令日	令和6年8月30日		